## 『他金融機関等から当JAへ住宅ローンをお借換えいただいた皆様へ』

いつもJAバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

他金融機関等から当JAへ住宅ローンをお借り換えいただく際、諸費用(抵当権 抹消費用、司法書士手数料等)を含めてお借入れいただいた場合、その諸費用部分 については、税額控除対象外となります。

つきましては、次の計算式に基づき算出された金額にて、年末調整または確定申 告をしていただきますようお願いいたします。

【税額控除対象残高(申請額)の計算方法】

他金融機関等における最終残高

当JAの残高証明書記載の年末残高 ×

当JAの残高証明書記載の当初金額

JAバンクHP

